

第2予算審査特別委員会（第1日目）

H25.3.13（水）10：00～

第 一 委 員 会 室

開 会 10：00

委員長挨拶

委 員 長

委員の皆様にあたりまして、また説明していただける所管の皆さんにあたりまして、慎重なご審議、ご説明をお願いしたいと思います。それでは、よろしくお願いいたします。

ただいまより第2予算審査特別委員会を開会いたします。

委員動静報告

委 員 長

ただいまの出席委員数は9名であります。

これより本日の会議を開きます。

本委員会に付託されました事件は、

議案第2号 平成25年度滝川市国民健康保険特別会計予算

議案第3号 平成25年度滝川市公営住宅事業特別会計予算

議案第4号 平成25年度滝川市介護保険特別会計予算

議案第5号 平成25年度滝川市後期高齢者医療特別会計予算

議案第6号 平成25年度滝川市下水道事業会計予算

議案第7号 平成25年度滝川市病院事業会計予算

議案第29号 滝川市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

議案第35号 公の施設の指定管理者の指定について（老人ホーム）

議案第36号 公の施設の指定管理者の指定について（デイサービスセンター）

議案第37号 公の施設の指定管理者の指定について（老人保健施設）

以上、特別会計4件、企業会計2件、関連議案4件の計10件となっております。

次に、審査の方法について協議いたします。

まず、日程についてですが、配付されております別紙日程表に基づいて進めることとし、終了時間については遅くとも午後4時をめどとして取り進めることでよろしいですか。

（異議なしの声あり）

委 員 長

異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたします。

次に、審査の進め方について協議いたします。

審査の進め方については、各会計ごとに説明を受け、関連議案を含めて質疑を行うものとし、討論、採決については最終日に行うことでよろしいですか。

（異議なしの声あり）

委 員 長

そのように決定いたします。

なお、意見は討論の際に述べていただくことになっておりますので、質疑は簡潔に行っていただき、特に付託事件以外の質疑は行わないようご配意願います。

また、答弁については、部課長に限らず、内容を知り得る方が行ってください。

なお、氏名、職名等を告げられないで答弁の許可を得た場合は、所属、職名、氏名を述べてから答弁をしてください。

次に、市長に対する総括質疑は審査日程の最終日に予定しておりますが、審査の過程で特に留保したものに限ることでよろしいですか。

（異議なしの声あり）

委員 長 そのように決定いたします。

次に、討論ですが、付託されております全議案について一括して各会派の代表の方等に行ってもらふこととし、その順番は市民クラブ、新政会、公明党、清水委員の順とすることによろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員 長 そのように決定いたします。

なお、各会派等から出されました討論要旨につきましては、後日事務局で一括整理し、議員にのみ印刷配付することになっておりますので、ご了承願います。最後に、資料要求の関係でお諮りいたします。予定される資料につきましては、お手元に配付されております。これ以外の関係で資料要求される方は、その都度要求を願い、その必要性を会議で諮り、所管部局の都合を確認した上で決定したいと思いますが、これによろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員 長 それでは、そのように決定いたします。

まず、冒頭に資料要求をされる方はございますか。

清 水 4件ありますが、まず介護保険特別会計で257ページをお開きください。257ページの中段に説明欄、任意事業に要する経費3,114万4,000円というのがございますが、この事業ごとの予算、利用者見込み、委託先見込みの一覧表、未定ということであれば、24年度の委託実績ということで資料を要求いたします。次、280ページ、公債費です。公債費の9,174万9,000円が来年度ですが、来年度分の施設別の内訳、また25年度末残高の施設別内訳の資料を要求します。3件目は、公営住宅特別会計で204ページ、公債費がございしますが、2億96万5,000円の団地別の内訳、また25年度末残高と今後の年度ごとの償還予定、これについては団地別でなくても結構です。総体で結構です。4件目は、216ページで、市営、道営の新年度の計画修繕と主な修繕については216ページの公営住宅建設費に含まれております。これ以外の主な修繕について団地ごとの内容、またそれぞれの予算一覧ということで4件要求したいと思います。

委員 長 ただいま資料要求がございましたが、公営住宅の資料要求に関しましては今所管がいらっしゃるいませんので、後ほど都合等を確認してからにしたいと思いますが、最初の2件について所管で用意できますか。

高田課長 資料2件につきましては用意できます。

委員 長 所管で対応可能ということですので、清水委員から要求がありました2件について、本委員会として要求することによろしいですか。

(異議なしの声あり)

所管におかれまして、清水委員から要求がありました2件について、速やかに資料の提出をお願いします。

ほかに資料要求ございますか。ありませんか。

(なしの声あり)

委員 長 それでは、資料要求はほかにはなしということで決定いたします。

以上で、審査方法についての協議を終了し、早速審査に入りたいと思いますが、よろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員 長 それでは、日程に従いまして審査を進めます。

議案第4号 平成25年度滝川市介護保険特別会計予算

委員長
佐々木部長
委員長

議案第4号 平成25年度滝川市介護保険特別会計予算について説明を求めます。
(議案第4号を説明する。)

説明が終わりました。

これより関連議案第35号、第36号及び第37号を含めて一括質疑に入ります。質疑ございますか。

渡 邊

おはようございます。248、249ページの介護認定審査会における委員報酬がございします。522万4,000円、大変な業務量でやっているのかなと思うのですけれども、月額報酬なのか、日当でお支払いしているのか、また月1回程度だと思いののですけれども、審査会における延べ時間がわかればお願いしたいと思ひます。

それと、254、255ページ、介護予防事業費の中で説明欄の下から2行目、介護予防特定高齢者施設事業、その下の一般高齢者施設事業における中身というか、事業内容についてお聞きします。それと、委託料の740万8,000円、これについても委託先、内容等についてお聞きしたいと思ひます。

256、257ページの任意事業については清水委員が資料要求されて、今出されたので、よろしいかなと思ひます。

それと、278、279ページ、介護予防支援事業費における報酬です。1,300万円、恐らく嘱託さんだと思ひのですけれども、何名でやられているか。それと、委託料240万7,000円、できましたらその委託内容、またこれが業者のほうに支払っているのかどうかについて。

以上をお聞きします。

渡辺主幹

審査会の委員さんの報酬についてお答えいたします。

1回幾らということで報酬を決めております。委員さんについては1万1,000円という額で1回お願いしております。それから、審議の時間ですけれども、平均1回50分程度となっております。

以上です。

渡邊副所長

私のほうからは、介護予防の特定事業施策についてご説明したいと思ひます。こちらのほうは、65歳以上の高齢者を対象に、国の決められたチェックリストを用いまして介護予防、要支援、要介護になる前の二次対象高齢者と呼びますが、その方に対しての事業でございします。具体的に700万円の中身としましては、温泉教室ということで送迎を用いました半日程度の介護予防体操教室を実施しております。場所は、ふれ愛の里でございします。その中に含まれますのは、会場送迎費、または臨時職員の看護師、介護職の人件費の積算をしまして、事業費として一括ふれ愛の里のほうに委託しております。または、それにかかわる調査員の臨時職員、うちのほうに1人雇用しておりますが、その人件費が入っております。あと、介護予防支援事業に関しましてですが、報酬に関しましては嘱託職員の介護支援専門員、ケアマネージャーと言われる職種を専従で4名置いております。ただ、400件ほどの利用者を抱えておりますので、包括の社会福祉士、保健師等3職種も持っておりますが、こちらの予防費に関しては専従の嘱託の4人の報酬を見ております。また、委託料ですが、これは市内の居宅介護支援事業所のケアマネージャーにも一部委託をできるということになっておりまして、現在年間40から50件ほどの1人3,150円というような委託料を支払っております。これに関しては、予防と介護を行き来する方がいらっしゃる都合上、余り担当者をかえないでということで、引き続き持っていただけると、

これはご本人の希望もあわせてそういう人数となっております。
以上です。

渡 邊
渡邊副所長
渡 邊

今渡邊さんが答弁されたのは255ページの関連ですよね。
はい、そうです。

渡邊副所長

279ページのこっちの予防支援の事業費における報酬と委託の中身について先ほど質疑したと思うので。

委 員 長
三 上

介護予防支援事業費ということで、ケアマネージャー4人、嘱託分というところの説明が279ページのお答えになります。

渡辺主幹

ほかに質疑ございますか。
それでは、248ページの認定調査費なのですが、月に認定会議というのが8回から10回、その中でどのような調査をされるのかを伺いたと思います。
認定調査といいますと、申請があった方に認定調査員が訪問をして、74項目の調査に従って訪問して調査しているということなのですが、それでよろしいですか。

三 上

それで、訪問した際の交通費とかが入ってくるのですか、ここにはどのような支出があるのでしょうか。

渡辺主幹

ここに書いてありますのは、まず報酬につきましては月額およそ20万円ということになっております。それから、旅費ですけれども、市内、または中空知圏域というところはおおよそ公用車で回っております。札幌等の調査というのたまにありますが、そういうところについては費用弁償ということでしております。それから、調査員自身の交通費につきましては、報酬の中に含めてあります。

以上です。

委 員 長
副委員長

ほかに質疑ございますか。
関連議案、第35号、第36号、第37号にかかわることなのですが、指定管理先を予定している社会福祉事業団の関係です。ここでお聞きしたいのは、今現在常務理事が不在と、それからこれは確定的なことではありませんが、支える立場である事務局長の人事関係でいろんなことが漏れ聞こえてきます。失礼ながら、理事長さんはこういう介護保険、あるいはそれに関連することに、当然でありますけれども、大変精通されている方ではないと、これは言えるというふうに思うのですが、そんな中で先ほど言ったように組織体制が整っていない。混乱期ということで理解はするのですが、今後また1年延長するに当たり、市としてどういうふうにそのことをお考えかということが1点。それと、従事される方がいらっしゃるが、その現場を支える方々がどういう状況にあるのか、要するに確保状況です。そういうこともどのように捉えられているのか。2点伺います。

深村副主幹

私のほうからは、今荒木委員さんからお話のあった2点につきましてご説明させていただきます。

お話にありました常務理事が現在不在のままだということで、昨年12月末をもちまして前常務理事は退任をされました。さらに、事務局長も持病の治療のため入院をされているということで、今私ども保健福祉部といたしましては石田理事長とそうした後任の常務理事の人選、あるいは事務局体制の整備等も含めまして、いろいろ情報交換を密にさせていただいております。そんな中で、この予算委員会にかかわります介護保険施設につきましては、理事長も各施設長

と十分な施設長会議、あるいは新年度予算に向けての情報共有を図っているところでありまして、新年度は引き続いて利用者の方に対してのサービス低下を招くことのないよう、私どもも必要に応じて助言なりアドバイスなり情報共有をさせて進めているところであります。それから、現場の人材の確保という部分なのですけれども、ことしの2月の厚生常任委員会の際に清水委員より、特別養護老人ホームの採用に当たりまして7人の募集に対し8名の応募があったと、非常に申し込み状況が悪いのではないかと、それに対する危機感あるいは改善点みたいなことのお話をいただきました。それを受けて、私どもも事業団本部、さらには緑寿園のほうに確認をいたしまして、そうした人員の確保につきましては随時ハローワークを通すなりして確保に努めているところであります。正規職員の7名につきましても、4月1日からの採用ではありますが、現在既に事業団の施設で嘱託職員あるいは臨時職員として働いている方が大半でありますので、その補充につきましては、現在は3月いっぱいはその身分でお勤めいただき、4月以降のそのあいた部分につきましては人材確保を既に進めているというところであります。また、施設職員につきましては定員を上回る人員配置を行っておりますことから、そうしたサービスの低下にはつながっていないと認識をしております。

以上です。

副委員長

2点目については、よくわかりました。

1点目なのですが、大変いろんな関係、市の方も関係者もご努力をされていることは理解をします。ただ、もう3月の半ばなのです。4月からの指定管理を妥当かどうかと判断するに当たりまして、常務理事不在、事務局長はどうなるかわからない、これで本当に大丈夫なのかという思いはあります。それで、3月、新年度前に先ほどのような人事の案件が何とかなるという見込みはあるのかどうかだけ確認をします。

佐々木部長

今荒木委員さん言われたように、4月のスタートに当たって補充等をしっかりできるような形で今検討を進めている状況と聞いております。

委員長

ほかに質疑ございますか。

清水

まず、総括的に聞きをしますけれども、地域支援事業費の法定額というのはたしか総事業費の3パーセントだったかなと思うのですが、これに対して予算額はどうなっているのかと。

2点目は、予算編成過程で概算要求から落ちた、あるいは減額された、つまり副市長や市長の判断でということでお伺いをしたいと思います。

保険事業勘定で238ページ、保険料ですが、前段、第5期の保険料は本人非課税で世帯課税の場合年間5万3,520円と、これは第4期に比べると18.1パーセントの引き上げ、平成12年、2000年の開始時から見ると1万6,120円、43.1パーセントの引き上げと。こういう中で徴収がうまくいっているのかということでお聞きをするのですが、昨年度の決算、11年度決算では373人という方がいわゆる併徴、特徴と普通徴収がまじっているという数字が出ているのですが、併徴のうち特別徴収を除く純粹のというか、普通徴収の収納率は幾らを見込んでいるかということで、ここでは特徴、普徴の収納率は特に掲げておりませんので、お伺いをしたいと思います。

大きな4点目ですが、滝川市独自の保険料減免制度について利用の見込みを伺います。相談がどの程度来るだろうと、申請はそのうちどれぐらい上がってく

るだろうと、実施はどれぐらいになるだろうと、人数及び金額で実施については伺いたいと思います。

大きな5点目ですが、今の減免制度で要綱の中で基準が書いているのですが、前年の総収入額が生活保護基準云々ということが言われているのですが、その事例として70歳で独居の場合は幾ら以下の場合、70歳と68歳の夫婦世帯の場合幾らということでその基準の一例を示していただきたいと。

6点目は、特別徴収で今のような生活保護基準以下の世帯に対して積極的に減免制度の説明をしているかどうか、また滞納になった場合説明をしているかどうか伺います。

7点目、冊子「高齢者の保健・福祉・介護」では保険料減免制度について生活保護基準以下の場合について説明不足と思いますが、前年の総収入金額など世帯構成の代表事例、先ほど5点目でお伺いした事例など示してわかりやすく掲載すべきではないかと、お考えを伺いたいと思います。

次、8点目は、居宅介護サービス費、250ページですが、同居家族がいる世帯に対してヘルパーの利用を認めない、またヘルパー利用を打ち切るという場合、どのような事例が生じた場合、ある場合にそういった指導をするのか、対応するのかについて伺います。

次、9点目、訪問介護の時間短縮で利用者とヘルパーのコミュニケーション不足が言われておりますが、どのように把握され、対策を講じているか。

10点目、居宅介護サービスでサービス体制不足でサービスが提供できない見込みはないのか伺います。

11点目、ショートステイが混み合う時期と状況、どの程度混み合い、どの程度要望に応えられないのかということで、また要望を受けられない場合の対応について伺います。

12点目、250ページ、同じページの居宅介護サービス計画等給付費で、ケアマネージャーが計画の中に入れて利用申請をしたけれども、何らかの理由で却下、または指導で変更ということで、その事例はどのような事例を想定しているか伺います。

13点目、同じく施設介護サービスです。同じページ。市民の待機状況について伺いますが、この際サービス勘定で事業団に指定管理をしている施設を除いて伺います。

14点目、252ページ、高額介護サービス費で、23年度の事務概要86ページに高額介護サービス費が年間6,404件、1カ月1件当たり1万1,105円が支給されると、介護サービスの上限が決まっていて、1万5,000円、2万4,600円、3万7,200円が収入に応じて決まるわけですが、毎月534人が高額介護サービス費を受けています。サービスの利用者は私の把握では1,800人ほどかなと思うのですが、このうちの534人が高額介護サービス費を受けていると。そこで、経済的な理由で介護サービスを受けられない、抑制するということを防ぐことは事業実施において当然そうあるべきなのですが、実態としては抑制があるというふうに思いますが、どのように把握しているのでしょうか。

15点目、次は介護サービス事業勘定に入ります。266ページから、総括的におきをしますが、先ほどの荒木委員の質疑でもございましたが、結局募集しても求人数ぎりぎりの応募しかないと、しかもその応募は、ハローワークに求人を求しても来ないので、7名募集したら2人ぐらいしか来ないので、残りを嘱託職

員にあなた応募してほしいということで何とかクリアするという状況ということ、事業団の事務局長がじかに言っておられました。だから、そういった実態が事実だということなのですが、この中身について、この会計は介護保険ですが、あそこは保育もやっていますので、介護職と保育職、またその他で何人ずつだったのか伺います。同じことで、嘱託職員の補充については、今答弁で4月1日に間に合わせられるという答弁が出たのですが、到底それは無理でないかなと思うのです。正規職員でハローワークに出しても来ないものが嘱託職員で来るというのは、何かそれは非常に甘い見込みだなというふうに思うのですが、その点伺います。そういう中で、非常に応募が少ないという実態は危機的に感じるわけですが、とにかく日本全国とまで言わなくても、北海道の介護職員というのは本当に募集しても来ないのだということなのか、それとも社会福祉事業団に特異な現象なのかお伺いをしたいと思います。

それで、通告をしておいたのですが、その次はカットして、次に18点目として、居宅介護サービス事業費でデイサービスセンター職員の正規、非正規について伺います。ほとんど非正規だと聞いているのですが、一応確認をしたいと思います。

次、19点目、278ページで施設介護サービスです。待機状況なのですが、2月末現在で在宅が9名、医療機関で38名、老健施設で58名、その他9名と、計114名待機されていると。保険あって介護なしの典型だというふうに思いますが、社会的入院や家族介護で家族が疲弊しているという実態があるのではないかと。きのうの前田市長の答弁では何かスムーズにいつているかのような答弁がされ、違和感がありましたので伺います。また、正規、非正規についても伺います。21点目、繰り返しお聞きをしてきた耐震診断の見通しについてお伺いをします。それで、議案第35号から第37号にかかわって、毎年契約しているわけですから、マンネリの可能性があるということで、新年度の契約に向かって改善された点について伺います。

以上です。22件ということです。

高田課長

最初の2点にお答えさせていただきます。

地域支援事業の法定、たしか3パーセントかということで、そのとおり介護サービスの保険給付費の3パーセントが上限となっておりまして、予算額ですが、地域支援事業の事業費の総額が9,487万4,000円、そこから介護予防事業などの参加者の負担金などを差し引きまして、8,279万4,000円、この額が3パーセントに見合う額となっております。

次に、2点目の予算編成で概算要求から落ちたものがあるのかというご質問ですが、平成25年度につきましては第5期の計画の2年目の年ということでありまして、特に制度改正等もございません。そんなようなことから、予算編成上減額されたものというのはございませんでした。

以上です。

小峯副主幹

3点目のご質問、保険料に関するご質問でしたけれども、併徴が373人、普通徴収全体の収納率は88.91パーセントと、平成23年度の事務概要のデータに基づく内容だと思います。これで申し上げますと、併徴のうち特徴分を除き、普通徴収分を分けて普通徴収のみの収納率を算出することは難しいことから、普通徴収の収納率としては全体の88.91パーセントの数値しか持ち合わせておりません。ご質問の25年度予算の介護保険料収入において併徴者の普通徴収収納

率は幾らを見込んでいるのかということにつきましては、併徴者を予算編成時に見込むことが困難なため、積算上特に見込んでおりません。予算編成上介護保険料収入を積算するに当たりましては、現年度分全体の保険料調定額を算出をいたしまして、特別徴収と普通徴収を合わせた全体の予定収納率を見込んで積算し、現年度分保険料として計上しているものでございます。

4点目の保険料減免制度の利用の見込みということですが、保険料減免制度の利用をどのように見込んで平成25年度予算に反映しているのかというご質問と申しますけれども、平成25年度予算の計上に当たっては、減免の対応等をあらかじめ想定することが困難なため見込んでおりません。積算の仕方につきましては、先ほど申し上げましたように現年度分全体の保険料調定額を算出して、予定収納率を見込んで積算をしているところでございます。

5点目、介護保険料の減免の取り扱いで具体的な金額ということですが、減免要綱別表の前年総収入額が保護基準の基準生活費の額以下ということなのですが、これを別表第1に照らし合わせますと、1類と2類を加算し、70歳独居の場合は月額で6万2,130円、70歳と68歳の夫婦の場合は月額で9万5,540円となります。

6点目、特別徴収で減免制度の説明をしているか、また滞納になった場合はということですが、減免制度につきましては介護保険料の納入通知書を送付する際に制度説明文の同封をしたり、広報や昨年全戸配布いたしました「高齢者の保健・福祉・介護」というサービス利用の手引書にも掲載をし、周知に努めているところでございます。一定の条件の方だけを対象とした説明は行っていないところです。滞納になった場合は、納付相談をする中で減免制度の要件に照らし合わせながら適切に適用するように努めており、こういった個別の事案に対してしっかりと対応しているところでございます。

7点目、冊子「高齢者の保健・福祉・介護」の中で減免制度の説明が十分ではないのではないかというご質問でございます。減免基準では収入要件のほかにも市民税や健康保険、扶養手当の扶養となっていないかなどの要件がありますので、まず保険料減免制度そのものの周知に努める中で、保険料の納付が困難な方については個別に減免制度の適用について適切に対応していくよう努めているところでございます。

続きまして、12点目でございますが、ケアマネジャーが計画に入れて利用申請したもので却下や指導の事例はということでございますが、ケアマネジャーが計画を作成するに当たっては、サービスを提供する事業所にあき情報等を確認した上で作成をしているということから、サービスは適切に提供されているものと考えております。

13点目、市民の待機状況についてと、これは施設介護サービスでサービス勘定、事業団施設を除くということですが、施設介護サービスを除きますと、市で把握している介護保険サービスと申しますと地域密着型のグループホームがございます。現在市内に6事業所あり、現在27名の方があきを待っている状況でございます。このほか、特定施設であります有料老人ホームにつきましては、市内に3事業所があり、現在36名の待機者がいるという状況でございます。ただいま申し上げましたグループホーム、有料老人ホームとも、待機者数につきましては市内、市外含めての数値です。また、待機者につきましては、各事業所においてカウントされている方がいらっしゃると、複数事業所に待機者と

して登録されている方も含まれているということになります。
以上です。

渡辺主幹

私のほうからは、8、9、10点目についてお答えしたいと思います。

8点目のご質疑の同居家族がいる世帯に対してヘルパーを認めない、打ち切るなどの事例があるのかということなのですが、訪問介護のサービスには身体介護と生活援助と2つありますけれども、生活援助については利用できる場合というのは決めてありまして、同居家族がいるときにはその同居家族に障がいや疾病がある場合、またはご家族が働いていて家事が困難という場合には利用できないことになっております。利用できない場合として、例えば同居家族がいて、その方が家事をしたことがないというだけの理由で元気な場合は該当しないということがありますが、介護する方もされる方も高齢化が進んでいる状況もありますので、生活援助につきましては今後とも丁寧に対応してまいりたいと思います。

それから、9点目ですが、訪問介護の時間短縮で利用者とヘルパーのコミュニケーションが不足している。どのように把握しているか、対策はということですが、訪問介護の生活援助の時間区分は昨年4月より改正になりまして、それまで30分以上60分未満だったものが20分以上45分未満、45分以上に見直されました。全ての事業所を把握しているわけではありませんが、30分から60分を利用していた利用者の多くはこれまでと変わらない60分に設定され、支援されている状況と把握しております。なお、個別事例につきましては、時間区分の変更になれないなど、相談がありますときには随時対応してまいりたいと思います。

それから、10点目ですが、居宅介護サービスでサービス体制不足でサービスができない見込みはあるのかということですが、利用者がふえている中で、サービスによりましては希望する曜日に通所できないとか、ショートステイのように集中する季節とか、インフルエンザやノロウイルスのように感染症で希望する、または予約していた施設の利用ができなくなるということは状況としてございますけれども、随時対応しており、全体のサービス量としては不足してはいない状況と考えております。

以上です。

渡辺副所長

私のほうからは、11点目のショートステイが混み合う時期と状況についてご説明したいと思います。

先ほどからお話が出ています介護予防支援事業所でもケアマネージャーが計画作成を行っているところです。ショートステイにつきましては、定例という形よりは家族、生活の状況に応じまして、個々の事情によりまして単発的に計画に入れるものですので、全体の把握はなかなか難しいことですが、地域包括に関しましての事例から説明させていただきますと、やはり地域柄か、春と秋の農繁期といいますか、田植えとか稲刈りの時期、またゴールデンウィークあたりに需要が多い傾向がございます。その場合には、要支援者ということもありまして件数も少ない場合が多いのですが、滝川市内の施設では対応できない事例はございます。ただし、空知管内として介護保険事業は展開しておりますところから、希望の施設ということに関しては一部ご希望が受けられないケースはございますが、1年を通してショートステイが見つからず、その家族とか本人にご迷惑をかけたという事例はございませんでした。冠婚葬祭とかご旅行の

米澤副主幹

場合は、必ずなるべく早い時期にご希望をお知らせしていただくことで希望の施設も早くに手配できるようにケアマネージャーが説明して、ご希望に応えられるように対応して計画に反映しているところでございます。

私のほうからは、デイサービス及び特養、老健の職員の状況及び緑寿園の待機者についてご説明させていただきます。

まず、デイサービスの職員の状況でございますが、3施設合わせて正規職員が4名、嘱託職員が14名、臨時職員が30名となっております。また、特養につきましては、正規職員が51名、嘱託職員が35名、臨時職員が21名。老人保健施設につきましては、正規職員が33名、嘱託職員が26名、臨時職員が11名となっております。この保健施設の人員配置につきましては、それぞれのサービスにおきまして人員に関する基準により細かく定められているところですが、こちらのほうには人員を手厚く配置することによりましていろんな加算をとることができ、また基準を下回る人員配置をすると減算をしなければならない仕組みになっております。現在管理委託しております介護保険施設につきましては、いずれも基準を満たしております、また加算につきましてもほとんど算定できる状況でございます。次に、特養の待機者についてですが、現在待機しております114名といいますのは、他の施設と重複して申し込みをされている方も多くいらっしゃる、正確な数は把握し切れない状況でございます。現在在宅で待機しております9名の方につきましては、要介護度1の方が5名、要介護2の方が3名、要介護3の方が1名となっております。待機している方の待機期間でございますが、入所順位の高い方でもおおむね3カ月、比較的低い方につきましても1年9カ月程度と聞いております。特養への入所に当たりましては、ご本人の心身の症状、介護者の状況、経済状況などを総合的に判断し、優先度の高い方から決定をさせていただいておりますので、順番がなかなか回ってこない方もいらっしゃるのが現状ですが、そういう方につきましてはご家族の方に結果をお知らせし、説明をさせていただいております。

以上です。

深村副主幹

まず、15点目にご質疑のありました求人数ぎりぎり、ハローワークに募集をかけても人が来ないと、嘱託に依頼して申し込んでもらったという経過、事務局長がそのように言ったのであれば恐らく事実だとは思いますが、今回7名の求人に対して応募された8名、この内訳は先ほど申しましたように事業団のほかの施設、あるいは緑寿園も含めた指定管理施設に勤めていらっしゃる方で嘱託、臨時の方が7名申し込まれたのと、本年3月に高校を卒業される予定の方1名が申し込まれました。したがって、事業団のほかの指定管理施設であります保育所の保母さんですか、そういったところの施設から申し込まれたということではないということでもありますことをまずはご理解ください。それから、4月1日に正規職員に移行された方の補充が間に合わない、見込みが甘いのではないかというお話いただきました。結果的には、そういうふうに補充できなければ既存の職員さんにまた新たな負担を強いることになり、それがまた新たな離職を招くという悪循環にもなりかねません。そうしたことは私どもが事業団に指定管理をお願いする上で安定したサービス供給にはつながらないといったこともありますので、その辺は指定管理者である事業団側としてサービス提供の維持に努めるべく、その人員確保は随時行っていくものと理解しております。それから、介護職員の募集は日本全国的な傾向、あるいは

は北海道の特殊性、さらには事業団の特殊性といったようなご質疑がありました。北海道の特殊性というものも私の勉強不足で理解していない部分であるのですけれども、2011年度に介護労働安定センターが実施いたしました介護労働実態調査というものがまとめられております。その結果、介護の仕事を選んだ理由といたしまして、働きがいのある仕事だったと答えられた方が5割を超えていらっしゃいました。その一方、仕事に対する満足度を尋ねたところ、仕事の内容、やりがい、5割を超えていたものの、賃金面あるいは教育訓練、能力開発、その他人事評価、処遇については満足度が低く、こうした実際の労働や労働環境については不満が多いということがうかがえる結果となったようです。そうしたことも滝川市の介護老人福祉施設についても当てはまるのではないかなと思うわけでありまして、したがって、これは事業団の特殊性ということではなくして、そうした全国的な傾向と同様に介護施設、特にハードで低賃金と俗に言われておりますが、そうした認識がやはりあるのかなと。そういう面におきましては、賃金等のアップによる処遇改善が今求められている部分ではないかと推察するところであります。

それから次に、耐震診断の見通しの関係についてですけれども、昨年の4定におきましても議員さんのほうからご質問いただきました。その際にもお答えしましたが、緑寿園につきましては管内でも早くに開設された結果、老朽化が否めません。安全面はもちろんですが、やるからには施設の改築、そして建てかえを急がなければならないというふうに考えております。そのためにも早期の譲渡方針が必要であり、議会におきましても現在継続的に施設譲渡の問題についての協議をお進めいただいているところであります。その中において、譲渡が進むが、改築が見えない。あるいは、譲渡が進み、改築計画も早目に進む、こうしたケースを見きわめて、診断を急ぐもの、あるいは改築がもう予定されるもの、そういったものを早く方針として決めていきたいと考えているところであります。

それから、最後、今まで特例条例ということでここ数年間事業団さんに指定管理をしていただいております。マンネリの可能性というお話ありましたが、サービス提供に当たってマンネリという部分は何を指すのか理解がなかなかできない部分もありますけれども、今回25年度からスタートいたします指定管理の中におきましては、これから議決をいただいた後に指定管理の契約を結ぶわけでありまして、現理事長さんもそもそも事業団が滝川市を母体として設立された法人であるという強い意識をお持ちでありまして、今後施設譲渡に向けて、あるいは事業運営、推進に向けましては市と一体となって進めていきたいというお考えを強く示されております。したがって、今後も議会におきます譲渡協議の経過も含めて早い段階に譲渡方針を定めて、次年度26年度に向けて整理をしていきたいと考えているところでありまして、特に契約上改善点という部分で盛り込まれる内容につきましては現時点で見出しはおりません。以上です。

清 水

まず、全体の4点目なのですが、保険料減免制度の利用見込みを見込んでいないということで、ちょっとびっくりしたのですが、見込みということであれば当然実績があれば見込むということで、実績が非常に少ないのかなと、1とかゼロとか。これが10とか20とか来ていけば一定の金額になるので、当然見込むわけです。ということで、直近3年なり5年なり、どんな状況だったのかを伺

います。

それで、次は保険料の減免制度について。私は、生活保護基準以下の方が該当になるということで、その数値をお聞きをしたわけです。それに対して、この冊子では失業だとか、医療費が急にかかるという通常時より変わったときのことしか書いていないのです。もともと低所得ということについての説明がこれでは全く、そういう場合も適用になり得るということがこれではわからないのです。ですから、もともと所得が低い方についても減免の可能性があるということを書く必要があると思うのですが、お考えを伺いたいと思います。それで、こういう中で差し押さえというのにも相当やられているということですが、実態についてお伺いをしたいと思います。

15点目です。今聞いたら、事務局長が言っていたことも口があいたままふさがらなかったのだけれども、8人募集しても一人も来ないというのです。確かにハードで賃金が安いとかということは一般的にあります。だけれども、8分のゼロというのは、これはやっぱり何かまともにやっていないからこうだったのではないかと思わないと、聞いて、はい、そうですかと終われない話なのです。ということで、余りにひどいということでお伺いをしたい。一般論ではだめです。例えば関係専門学校だとかに足しげく通って、いい採用したいというのはどこでもやっていることです。今は要するに買い手市場なものだから、この分野は買い手市場とは言い切れないですかね、買い手市場のところでさえ選びに選び抜くわけでしょう。当然売り手市場の場合はなおさら、来ないわけだから、来てください、来てくださいと、我がところは正職員なのですよと、30歳、40歳の平均収入はこうなのですみたいなことを全くやっていないのだと思うのです。そういうことについてもお伺いしたいと思います。

耐震診断についてですが、この前の長崎のクレーム回収中の加湿器の加熱でたくさんの方が亡くなるということで、今回この施設でもし何かあったら、同じレベルですよ。明らかに危ないという可能性があるにもかかわらず、対処しないために犠牲者が出る可能性があるという点でいうと、これまでの本会議の答弁を含めて私は深刻だと思います。最低でも耐震診断を行って、I s 値が0.3未満の箇所については補強すると。5年間ありますから、今地震に対しては全国が厳しいというか、一生懸命対応、予防、防災しようとしているわけですから、ということで伺います。

以上です。

小峯副主幹

保険料の減免制度につきまして予算計上に見込んでいないのは、もともと少ないからではないかというご質疑でございますが、直近3年から5年の数値ということだったのですけれども、今手元に用意しておりますのは、昨年度1件ございました。そして、今年度相談件数としては2件ございましたが、納付相談をする中で調査をした結果いずれも要件に該当しなかったことから、減免については今年度はございませんでした。

次に、周知の方法についてですけれども、急な収入の減少ですとか、いろいろ減免の基準というものがございまして、その中でもともと少ない方もそういう対象になるのだと、そういった説明を載せるべきではないかということでございますが、今後そういった内容、どういう表現にしたらいいのか、そういったことも含めて検討させていただきたいと思います。

3点目として、保険料の滞納処分、差し押さえに関するご質疑でございます。

滞納処分につきましては、納付相談を前提に相手方の事情を十分参酌をいたしまして、滞納解消に向けた話し合いによって基本的には分割納付で対応させていただいております。きめ細かく粘り強く納付相談を行い、対応していくこととなりますけれども、どうしても納付に理解を示していただけないという場合には、負担の公平性などの観点から、やむを得ず滞納処分を行わなければならないケースというものがございます。24年度におきましては1件、これは預金債権の差し押さえを行ったところです。督促状や訪問による納付の働きかけを行い、催告書の送付に加え、保険料納付の必要性を訴えた制度説明の文書を送りする。また、滞納を放置すると滞納処分になるという旨の警告文を送付し、さらに納付相談を行うため訪問を重ねても納付に至らなかったケースについてのみ実施をしているという状況でございます。

以上です。

深村副主幹

専門学校に通うなりして新規学卒者の方に対しても広くPRをすることによって優秀な人材の確保、こういったことをやっていないのではないかというお話をいただきました。確認はとっていないので、やっているのであろうとは思っているのですが、その辺を含めて、事業団サイドにはそうしたサービス低下につながるような人材確保に向けて法人独自に努力して頑張ってもらいたいということをお伝えするとともに、以前事業団サイドが採用に当たって面接後に分析した結果として捉えられていた部分の一つに江部乙の立地条件を挙げていた経過がありました。それは、居住地にももちろんよろののでしょうか、江部乙地区の緑寿園に通う、しかもその中で早出、遅出、夜勤がある、そうしたことで二の足を踏むというような部分を答えられている方もいらっしゃるような経過を過去には聞いたことがございます。また、介護職員の募集に際しまして、ほとんどの方が介護職の経験者であります、中にはご自身でホームヘルパーの2級の資格を独学で取って、経験のない中でやりたいと来られている方もいらっしゃるというふうに聞いております。こうした方たちを面接の結果採用することで何とか補充につなげようとは思っているのですが、その一方で、先ほど申しましたようにいろいろな家庭環境、あるいはご自身の肉体的な部分も含めて離職もまた当然のことながらあると、そういったことでなかなか補充が追いついていないというのが現状と理解しております。

佐々木部長

耐震診断につきまして清水委員さんは今最低でも診断ということでお話ありまして、先ほどお話ありましたが、昨年の12月に議会で私のほうからも再質問で、早くに施設ができて、しかし古くなりました。今の思いは、何とか建てかえを急がなければならないと、そのためにいろんな体制、それから事業団との協議を進ませなければならないという答弁したと思っています。それで、その中で清水委員は、安全神話かというお話もありました。確かに安全が一番大事です。そういったところで、今後譲渡等の協議は先ほど深村から話したように早く進めるということと、それが少し時間かかるようでしたら、診断等も含めて考えなければならない。それで、もし耐震改修をやるとしても、次に生かせるような形も考えなければならない、そんなような選択を、先ほど新理事長のお話しもしましたが、市との連携を密にやりたいと理事長も言っているものですから、とにかく3月まで旧体制とは言いませんけれども、新体制に向けまして組織等を含めましてつくっていただきまして、並行するかもしれないけれども、そんなことを含めながらやっていきたいと思っておりますので、

よろしく願います。当然安全には十分配慮しなければならないと思っておりますので、よろしく願います。

委員長 先ほど答弁漏れが1件あるようなので、願います。

小峯副主幹 高額介護サービス費に関するご質疑をいただいております。高額介護サービス費につきましては、上限額が定められておりまして、それを超えたものについて後でお返しするというものでございますが……

委員長 清水委員、議会運営委員会で委員会に携帯電話の持ち込みは禁止ということで周知をずっとしているわけですから、よくそれを守ってください。次に鳴ったら退場処分とします。

小峯副主幹 それでは、続けてください。

続けて答弁させていただきます。

高額介護サービス費につきましては、上限額を超えたものにつきまして申請の後お返しをするという形のものでございます。経済的な理由で介護サービスを受けられない、抑制するということは当然防がなければならないのですけれども、高額サービス費を支給するに当たりまして、そういった状況かどうかということは判断するのはなかなか難しい状況にございますので、ここにありますように実態をどのように把握しているかというようなことにつきましては特別把握はしておりません。

以上です。

清水 大変ご迷惑をおかけいたしました。反省しております。

指定管理先の採用がうまくいかないということは、しかもこういう時代ですから、仕事がないという、求人がないというこの時代にこういうことがあり得るというのは、市民の方に言っても信用してもらえないような事例でないのかなと。そこで、あそこの現参事が絡んで、結局そうでしょう、求人が来ないと、そしたら嘱託の方からどの方を正規にするのかというのは、ちょっとわかりませんが、どういう選考でやっているのかと。例えば一部の人だけあなた申し込みなさいと言われて、その人たちがみんな正職員になるということがもしあるとすれば、それは完全な支配の手段ですね。どうもそれぐらいしか僕は考えつかないのです。では、一方、募集をかけたけれども、応募が来ないというのがなぜそういうことが起きているのか、そちらのほうの理由は、例えば条件を物すごく厳しく絞ってやっているとか、江部乙に必ず住まなければならないとか、年齢とかは今は制限できないけれども、何か不自然さまで感じるのです。その辺について調査する考えについて伺いをしたいと思います。

最後に、私も答弁漏れに気づかなかったのですが、ご答弁ありがとうございます。それで、一般的な話をすれば、経済的な介護抑制というのはどのアンケートをとってもあるのです。私は、介護サービス費の該当者534人というのをこの質疑をするときに前提として言ったのは、高額介護サービス費までいっている方がたくさんいるのです。それぐらい介護というのはお金がかかるということを私は言っているのです。人によっては、医療より介護のほうがお金がかかると思いますから、一部負担については、ですから、把握していないというのは非常に弱いと思いますので、予算執行に当たってこの辺を把握する考えについて伺います。

以上です。

深村副主幹 事業団独自の条件を付した採用を行っていることでそうした申し込みがないの

かというようなご質問かと思うのですけれども、実は正規職員と嘱託職員は事業団本部、臨時職員は施設から直接募集をかけております。いずれもハローワークを通じて職員募集をかけていることから、余りにもイレギュラーな条件設定を行って職員募集をかけているとは思えない部分がございます。先ほど事業団なりに分析した早番、遅番、夜勤とかもあって、居住状況にもよるのですけれども、通うのに困難な部分もあるのではないかと、それは本当の一例かもしれませんが、事業団の特異性とはまた別に、それは一般的、日本全国の状況でないと言われるかもしれませんが、賃金面ですとか、あるいは介護度の重い方へのサービス提供となると非常に肉体的な負担も大きいですとか、そういったいろいろな面で採用になってもまたやめられるとかということが続いているのではないかなと。先ほどの答弁と一部重複しますが、そうした欠員のままで施設運営を、定員は上回っているのですけれども、施設運営を続けることによって新たな離職を生みかねない、ほかの人に負担がかかってです。それであれば、法人としてもその理念、考えと逸脱する部分でありますので、一生懸命やっている中においてなかなか人が集まってこない、あるいは集まったとしてもすぐ違う方が今度やめられるという循環が続いているのではないかなと思っておりますので、特に調査をしてどういう条件でやっているかということ調べた上でお話をするという考えには現時点至りません。

以上です。

小峯副主幹

高額介護サービス費に関しまして、経済的な理由で介護サービスを受けられないということを防がなければならない、そのとおりだと思います。ただ、高額介護サービス費に関して申し上げますと、一定額を超えたものについて高額介護サービス費としてお支払いをする。どれだけかかっているかというのはわかりますけれども、そのことがサービスを受けられないとか、抑制につながっているとか、そういった判断はできませんので、高額介護サービス費に関して申し上げますと難しいということになります。

委員長
田村

ほかに質疑ございますか。

この事業団のことだけれども、いつもそうなのだけれども、奥歯に物が挟まったような、答弁にしても質疑にしてもそうなのだけれども、これはすごく大変な問題なのです。現実としては。それで、清水委員も参事の話とか、あるいは常務理事の話もしたけれども、ここに根っこがあるのです。それで、あえて慌てて職員を求めなくても、一定期間置いて改めてやると。この3月いっぱいでもってどれだけしっかり切れるのかというのが大事な問題なのです。4月1日から新たにやって、そして譲渡にしても慌てないで、まだ1年ぐらい様子を見てやるというふうに持って行って、市と事業団理事長が一緒になってやらないとこれは大変な問題になってくる。だから、今もうやめているから何となく落ちついているという問題でなく、いまだに裏でもって操っているのです。だから、元従業員というか、職員、パート、この人たちが一旦やめても、その人方をまた採用するというのは事実問題があるのです。部長もいろいろ相談に乗って一生懸命やっているのはわかっているから、議員もこれについてはみんな応援するつもりで話しているのです。だから、慌てないでしっかりやって、答弁においても慌ててやるのでなくて、もっともっと時期を見て、みんな冷静に考えて、悪いものを排除することを考えないとだめ。その排除について考えを持っているかどうか伺います。

佐々木部長

とにかく理事長は、これまで以上にしっかりと組織体制、運営体制ができるように本当に淡々と進めております。それにつきましては、私どもも後方支援で一体となってやっていきたいと思っておりますので、いろいろとご指導下さい。ありがとうございます。

委員長
山 本

ほかに質疑ございますか。

介護の関係で、今居宅介護だとか訪問介護だとか、予算でいろいろ説明いただいたのですが、今現在家族で頑張っている世帯も結構あるようにお聞きしてございます。そんな中で、お金は出さないけれども、物品で補助をされているとお聞きをしておりますけれども、平成25年度において家族で頑張っている世帯をどのくらい見込んでいるのか、またその介護度によっていろいろと、物品で与えているので、相当金額があると思うのですが、予定がわかれば教えていただきたいと思っております。

小峯副主幹

在宅介護の支援に関するご質疑でございますけれども、在宅介護を受けていらっしゃる方が全体でどれぐらいいるのかという数値は、ちょっと把握しておりません。ただ、在宅介護を支援する事業といたしまして昨年度から2つの事業を行っております。家族介護用品の支給事業、これは在宅でおむつを常時利用されている方におむつに関する用品を購入する費用を支援するというものでございます。介護度4以上ということにこれまでしておりましたので、対象者は25人程度おりました。新年度からこれを要介護3まで拡大をするというふうにならうというふうに見込んでおります。予算の総額といたしましては、164万円を見込んでいます。もう一点、リフトつきタクシーの利用料助成事業ということですが、これも介護度が4以上で寝たきり、または歩行困難なため移動の際にストレッチャーや車椅子を必要とする方で、通院の際にリフトつきタクシーを利用する際の費用を助成するというものです。これは、24年度の段階では20人程度を見込んでおりましたけれども、これも要介護3まで拡大をするということにしておりますので、対象者は43人程度になるであろうと見込んでおります。ただ、これにつきましては、介護度4以上ということになりますと通院の際に使っていただくものですが、なかなか通院自体をしないということもございまして、利用率はかなり低くなっております。次年度につきましては35パーセント程度の利用率を見込んでおまして、予算額では46万円を計上しております。以上です。

山 本

私は何を言わんとしているかということとは、家族で頑張っているということは、滝川市の介護保険のいろんな形の事業の中で非常にお金をかけない、貢献をされている方がいるということです。僕らが見ると、明らかにデイサービスセンターに行かなくてもいいかなという方もバスに乗っていつていらっしゃる。かといって、その隣には本来ならば介護を受けなければいけないようなお年寄りが受けていない実態があるということの調査もされているのかどうかも聞きたいのですが、その辺の調査をもう一回される予定があるのか、全体を含めてお年寄りの調査はあるのかだけ最後にお聞きをしておきたいと思っております。

渡邊副所長

今のご質疑ですが、確かにそういう現状は感じております。そのため、22年度から認定を受けていない高齢者を対象に個別に住基から拾い上げまして、認定を受けた方を除いた件数を今、年間600名ほど、徐々にですが、訪問で調査をし

ております。その中で、実は虚弱な方を発見する実態調査であります、委員さんがおっしゃったような明らかに介護の認定が必要だという方が発見されておりますので、その場合はご本人の理解を得るまでにはスムーズにいかないケースがございますが、継続的に保健師が根気よく、そういう方を発見した場合は訪問しまして進めているところでございますので、全体に行き渡るまでにはかなり年数をかけておりますけれども、今のやっている事業を細かくやっていくことが必要だと考えております。

委 員 長

ほかに質疑ございませんか。

(なしの声あり)

委 員 長

それでは、ないようですので、質疑の留保はなしと確認してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

委 員 長

以上で議案第4号及び関連議案第35号、第36号、第37号の質疑を終結いたします。

ここで昼食休憩といたします。

(「先ほどのおわび、公式にやりたいのですが」と言う声あり)

委 員 長

清水委員の発言を許します。

清 水

委員長のお許しがありましたので、携帯電話、大変申しわけございませんでした。それによる皆さんへのご迷惑というのは、集中力が途切れたり、また時間を無駄にするなど、私も反省をしております。また、後日の議会運営委員会でも改めて謝罪をしたいと思いますので、本日は大変ご迷惑おかけいたしました。

委 員 長

それでは、午後は13時再開といたします。

休 憩 11 : 46

再 開 13 : 00

委 員 長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第6号 平成25年度滝川市下水道事業会計予算

委 員 長

議案第6号 平成25年度滝川市下水道事業会計予算について説明を求めます。

大平部長

(議案第6号を説明する。)

千葉室長

(議案第6号の詳細を説明する。)

委 員 長

説明が終わりました。

清 水

これより関連議案第29号を含めて一括質疑に入ります。質疑ございますか。

304ページで第4条、損益勘定留保資金残高について書かれておりますが、過年度及び当年度で補填した後の留保資金残高は幾らですか。

2点目、313ページ、資金計画で前年度繰越金決算見込み3億6,781万1,000円に對して25年度の予算額がその約半分になる主な要因について伺います。

3点目、同じページで下から6行目ほどの建設改良費の決算見込みは、資金計画ということでお伺いするのですが、補正繰越明許分は含まないとは思うのだけれども、あえて25年度の予算執行ということでお聞きをしていますが、2つの会計、補正は補正だと思うので、一応確認をしておきたいと思ひます。

4点目、318ページ、貸借対照表で減価償却累計額というのが固定資産の有形固定資産のところに5行もあるのです。下線のところは25年度発生する分で、その右の欄は累計というふうに理解していいのかということでお伺いをいたします。

5点目、319ページ、同じく貸借対照表で負債の部の企業債、上から2段目です。資本の部の企業債というのは6、資本金、(2)、借入資本金のイ、企業債と

ありまして、それぞれ37億円余と67億円余なのですが、この違い、負債の部に書かれているのと資本の部に書かれているもので起債の仕方や何かそういったことで違いがあるのか、それとも別のことで違いがあるのかについて、誰にでもわかる専門的でない説明をお願いをいたしたいと思います。

6点目ですが、同じく貸借対照表で資本の部の剰余金合計148億円余りは、この金額というのは左ページの資産の部の減価償却累計額、ハの3列目というのですか、244億円だとか、こういった数字と関連しているというふうには思うのですが、利益剰余金がそのまま残っているわけではないわけで、その関係についてご説明を伺いたいと思います。

7点目、323ページ、収益的収支明細書の公共のほうですが、他会計負担金、中段ほどにあります、雨水処理負担金の内訳ですが、これの一般会計の財源、交付税や一般財源とあると思うのですが、これについて内訳を伺います。

8点目、325ページの7、減価償却費というのがございますが、4億6,800万円余りですが、ピーク年度はいつか、またピーク年度後どのように推移している、あるいは推移するのか、見込みについて伺います。

9点目、327ページの資本的収入で企業債1億8,240万円の事業の内訳をこの事業に幾ら、この事業に幾らということでお伺いします。

10点目は、通年ですと平準化債というのが出るのですが、来年度は出ていないと、新年度はゼロなのかということと、仮に平準化債を使うとすれば第3条で出るのか、第4条で出るのかについて伺います。

11点目、327ページの1款2項1目、他会計出資金も先ほどと同じように一般会計の内訳でお伺いをします。

それで、恐らく先ほどの企業債1億8,240万円の内訳に入ると思うのですが、朝日町黄金町東601号線の工事が一番最初に記載されておりますが、これはほとんど家が張りついているところなので、250メートルというのが新たに設置されるということが具体的にどういうことなのかという、家が張りついていなかったから設置するということなのか、外管渠布設工事の目的等について伺います。それと、321ページ、24年度の貸借対照表、そしてその前、319ページが25年度の貸借対照表で、流動負債で伺いますが、24年度9,126万円から25年度1,472万3,000円、流動負債がこういうふう大きく変化するというのはどういう要因なのかということをお伺いいたします。

最後に、324ページの管渠費の中段にカメラ調査だとか管渠清掃だとかいろいろありますが、この冬気がついて、所管にも言ったのですが、冬に見通しが悪い中で交差点を抜けると、いきなりマンホールをあけて立入禁止で工事をやっているのです。聞いたら、カメラを使う調査というのは、カメラを持っている事業者が札幌にしかなくて、それを借りたりするのにどうしても冬になってしまうということだというふうにお聞きしました。ただ、一方、それをやるのであれば、交差点の見通しをきちんと確保して工事するとか、光暁寺の横のカーブスの市道のところで3回ぐらいそういうことがございましたので、安全対策についてお伺いをいたしたいと思います。

以上です。

宮西主査

まず、304ページ、第4条の補填財源のところですが、残額で公共下水道が847万8,000円です。個別排水が1,827万9,000円の残がございます。

313ページ、資金計画のところでございますが、前年度繰越額3億6,781万1,000

円につきましては、これは平成23年度末の現金、貸借対照表に載っている現金であります。その下、支払資金、前年度未払金とありますが、こちらは23年度末の未払い金の額であります。この前年度繰越金と前年度未払金の関係で23年度末の現金が3億6,700万円残ったものであります。一方、当年度の前年度繰越額1億8,067万3,000円につきましては、24年度末の現金でございます。一方、未払い金のほうは9,126万円ということで、23年末よりも未払い金額が少ないことにより、当然24年度末の現金も23年度末の現金よりも少なくなったというものであります。

それから、建設改良費の決算見込みということで、同じく313ページの建設改良費、前年度決算額1億3,922万円、当年度予定額1億9,914万5,000円、この1億9,914万5,000円の中に平成24年度で補正をいたしました1億1,000万円の事業費が含まれて決算をしております。一方、収入につきましても、受入資金の当年度予定額、6、企業債（借入資本金）1億4,710万円の中に補正を組んでおります5,500万円の起債が含まれております。また、8番、交付金8,750万円の中に5,500万円の交付金、社会資本整備交付金が含まれた形で資金計画ができております。

それから、318ページ、貸借対照表でございます。資産の部、減価償却のところでございますが、まずイからトの資産につきましては資産の取得価格が載っております。一方、減価償却累計額につきましては、資産を取得した翌年度から減価償却が始まっております、平成25年度までの減価償却費の累計額が載っております。下線のない減価償却累計額の横に載っておりますハの構築物、減価償却累計額の244億5,534万4,000円につきましては、構築物の資産価格から減価償却累計額を除いた償却の未済額が載っているものでございます。

319ページ、固定負債と借入資本金の企業債との違いでございますが、負債の企業債につきましては企業債の償還金の財源不足を補うために借り入れを行う起債であります。また、資本の部の企業債につきましては、建設改良の財源となる起債でございます。7の剰余金のところでございますが、（1）、資本剰余金につきましては、これは建設補助の目的を持って交付された資金の区分でございます。国庫補助金、下水道交付金から始まりまして、現物給付ということで受贈財産までございます。また、利益剰余金につきましては、平成21年度から未処理になっている利益の合計と当年度の利益の合計が利益剰余金の合計として載っております。この利益剰余金の使い道につきましては、減債積み立てをいたしまして起債の元金償還に充てるものでありまして、資産に影響するものではないかと存じます。一方、資本剰余金につきましては、固定資産を取得するための財源の一部として使われております。318ページの減価償却累計額、この中には減価償却費を累計して記載されていると説明をさせていただいたのですが、この資産取得の価格から財源となっている資本剰余金を除いて減価償却費の計算をしておりますので、資本剰余金分を含んでの減価償却費とはならないものであります。

最後に、319ページと321ページの流動負債の増減についてのことでございますが、こちらは24年度の流動負債9,100万円についてでございますが、一番大きな未払いとなっているものの要因が起債の元金、利息の支払いでございます。年度末が土日にかかりますと4月に支払いが移りますので、未払い金として計上されるものであります。25年度の支払い時がたまたま土日に重なることがなか

ったために25年度内に支払うことができるので、起債の未払い金が含まれていないために25年度は24年度に比べると未払い金の金額が減ったものであります。以上です。

山崎副主幹

7点目にご質疑のありました323ページ、他会計負担金についてですけれども、これの雨水処理負担金の内訳、これが一般会計の財源どうなっているのかというご質疑かと思えます。これにつきましては、一般会計のほうは交付税がその財源となっております。

次の質疑、8点目なのですけれども、325ページ、減価償却費4億6,851万5,000円、これにつきましてピークの年度はいつなのかと、またピークを過ぎた後にどのような形で推移をするのかというご質疑かと思えます。これにつきましては、昭和50年度の供用開始より減価償却が始まっております。50年間で償却することから、ピーク年度は平成37年度となっております。現在まだピークへ向かう途中でございますので、今後も増加していく、そういった見込みであります。平成37年度のピークを越えますと、横ばいから今度は減少傾向に転じる、そういった見込みを立てております。

続きまして、9点目の327ページ、企業債1億8,240万円の内訳についてということでございます。使い道なのですけれども、まず社会資本整備交付金事業、これで合流の改善化事業をやっています。この起債の部分として3,300万円、それと流域下水道の建設負担金といたしまして3,610万円、それと単独で整備いたします污水管の整備事業としまして1,510万円、それと特別措置分としまして9,820万円、合わせまして1億8,240万円の内訳となっております。

続きまして、10点目なのですけれども、平準化債についてのご質疑でございます。平準化債は第3条か第4条かという部分でありますので、この部分につきましては第4条の予算のほうに含まれております。平成25年度につきましては、平準化債を借り入れる予定はございません。

続きまして、他会計出資金、これにつきましても一般会計の財源内訳は何かというご質疑かと思えます。これにつきましても一般会計のほうは交付税がその財源となっております。

以上です。

遠藤主任技師

303ページの朝日町黄金町東601号線外管渠布設工事についてですが、これは25年度の道路新設改良工事に伴い布設する管渠工事でありまして、1スパン道路が全くついていないところがございます。そこに対して管渠布設する工事となります。

それと、カメラ調査及び管渠清掃業務の安全対策につきましてですが、業務設計の中に交通誘導員を計上しておりまして、安全対策を実施しておりますが、今後見通しの悪いところ等については交通誘導員を増員するなどして適切な管理をしていきたいと思えます。

以上です。

清 水

簡単なことで再質なのですが、9点目の質疑で1億8,240万円の内訳で特別措置分というのが言われましたので、これは一体どういうものなのかということをお伺いいたします。

それと、今の朝日町黄金町の関係でワンスパン全く新しい道路がつくというときに250メートルの新しい管渠がという、ワンスパンと250メートルというのが一致しているものなのか、それともワンस्पンプラスアルファというものがある

るのか、わからないものですから、ご説明いただきたいと思います。

それで、平準化債についてなのですが、来年度は起債しないという一方で、私の理解というか、事前に聞いた話も含めて、1点目の質疑で損益勘定留保資金残高が公共については340万円ということで、底をついているという表現が正しいのか、よくわかりませんが、要はこの資金を赤字部分に補填をした結果損益留保資金残高がなくなったと、一方ではそれで穴を埋めたので、平準化債は借りなくて済むという理解をしているのですが、そういうことでいいのか、正しい理解なのかということと、もう一点は、3年間は料金大丈夫だと、しかし4年目以降については注意をしなければいかぬということなのですが、一方で平成37年度が減価償却のピークだということであれば、毎年そういう点では補填は可能なわけですよね、補填の原資はふえていくということはもちろんあるのですが、それがあってもどんどん平準化債を借りなければならないというようなことになるというご説明だったというふうに思うのですが、仮に平準化債をどんどん借りていくということになれば、それは将来へ負担をつけ回すか現代の市民に受益者負担ということで料金アップを求めるか、二者択一だけではないと思うのですけれども、さらにはハード的な今後の整備の仕方を変えするというのかな、何か工夫することでそれを解消、料金値上げだとか平準化債をどんどん出すということを回避できるということも検討されているのかお伺いをしたいと思います。

以上です。

山崎副主幹

まず、最初に質疑のありました特別措置分、これはどういうものかというご質疑かと思います。これにつきましては、平成18年度に地方財政措置の見直しがありまして、平成17年度までに発行許可されました起債について新旧の計算によりまして負の差額が生じた場合にその差額分を補填させていただく、そういったものがこの特別措置分という扱いでございます。

それと、あと平準化債のお話なのですが、今平準化債につきましては平成25年度は借りの見込みがなく予算を組めていると、ただ平成26年度以降につきましてはまた平準化債を借り入れなければ予算組みができないという状況でございます。ただ、これにつきましても、委員さんが言われますようにずっとという話ではなくて、大体見込みとしましてはその後三、四年ぐらいの部分で起債の償還額が落ちてきますので、そうなればこの平準化債は借りなくても収支が整うと、そのように考えております。

以上です。

遠藤主任技師

下水道事業の延長250メートルの内訳ですが、当該601号線の管渠布設工事については、おおむね150メートル程度の延長で考えております。それ以外に道路の新設改良に伴いまして一部下水道管が布設されていないところがありますので、そういうところに布設する延長として100メートル計上しております。

以上です。

清 水

負の差額分を起債で措置するということは、これは償還時交付税100パーセント措置される起債になるのかということ。要するに、負の差額ということは、国が一般交付税化して負になったら面倒を見るという話だったから、そうでないとつじつま合わないと思うので、確認をしたいと思います。

山崎副主幹

今の委員さんのおっしゃるとおりです。100パーセント補填をしていただける、そういった措置のものでございます。

委員 長
水 口

ほかに質疑ございますか。

議案の説明の中で説明があつたら申しわけないのですが、議案第29号、関連議案で排水人口と1日の最大汚水量を今回改正する条例が提案をされています。現行から改正後が排水人口で5,000人減という非常に大きな改正になるのですが、例えばこの改正というのはどういうタイミングで改正がされるものなのか、まずその点をお尋ねしたいのと、この条例の改正によって何か予算の中に反映されるものがあるのかどうか、その点についてお尋ねします。

尾崎副主幹

排水人口の改正がございましたけれども、この人口につきましては、石狩川流域下水道の計画がございまして、その計画の人口に合わせたものであります。この人口の根拠でございますけれども、国立社会保障・人口問題研究所というところの人口推計をもとに出してございまして、滝川市の総合計画で使っている人口フレームに合わせた形で推計をしております。この全体計画のフレームにつきましては平成33年度の見込みでございまして、その数字というか、人口に合わせまして今回排水人口3万4,490人ということで設定をさせていただいております。この人口につきまして予算ということでございますけれども、予算に直接かかわってくるというところは平成25年度の予算には特にございませんけれども、将来人が減っていくということについては推計されているところでございますので、長期的な計画のときにはこの人口を参考にして計画を今後また検討していかなければならないと考えております。

以上です。

水 口

今のご説明で、この条例を改正するタイミングというのは、例えば総合計画が新たに策定をされるとか、そういうような節目で汚水量も含めた改正があるというふうに確認をしてよろしいかどうか、お願いします。

尾崎副主幹

改正するタイミングなのですけれども、これにつきましては流域下水道の計画の変更に伴って変更するということでございまして、全体計画の変更につきましてはおおよそ10年ということになっておりますが、ただこれもいろいろ社会経済情勢の推移を見て、おおよそ10年に1回ということになっております。

以上です。

委員 長

ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員 長

ないようですので、質疑の留保はなしと確認してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員 長

以上で議案第6号及び関連議案第29号の質疑を終結いたします。

所管入れかえがありますので、若干5分程度休憩します。

休 憩 13:50

再 開 13:57

委員 長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第3号 平成25年度滝川市公営住宅事業特別会計予算

委員 長

議案第3号 平成25年度滝川市公営住宅事業特別会計予算について説明を求めますが、その前に、朝資料要求がございましたので、資料要求2件について所管の回答を求めたいと思います。

薦田主査

求められた資料なのですけれども、一部分の提出ということになりますので、その分の説明をしたいと思います。

(「提出できるのか」と言う声あり)

薦田主査 高瀬技監 できます。一部分の提出のみであればできます。
資料の2件目、今年度の団地、内容と予算関係の一覧ということでございますけれども、この中で団地名と、それから内容、ここまでは出せますが、予算の一覧、これは個別の工事費のことを求められているのでしょうか、そうになるとまだ……

高瀬技監 (「個別というほどではない」と言う声あり)
であれば、全体額になるのですけれども、そうすると予算のままで、内訳までであれば出せますけれども……

高瀬技監 委員長 (「わかりました。予算抜きで」と言う声あり)
そういう形で出させてもらいます。
所管で対応可能ということですので、清水委員から要求がありました2件について、本委員会として要求することによってよろしいですか。
(異議なしの声あり)
所管におかれまして、清水委員から要求がありました2件について、速やかに資料の提出をお願いします。
それでは、戻りまして、会計予算について説明を求めます。
(議案第3号を説明する。)
(議案第3号の詳細を説明する。)
説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ございますか。
渡 邊 まず、歳入の関係で使用料滞納分、駐車場使用料の滞納分の見込み額のパーセント、住宅では12パーセント、駐車場では25パーセントという数字になっていますけれども、これに関して算出しているルールというのは、見込みではじく上でのルールというのがあるのかどうか1点。
それと、歳出で215ページの説明欄にありますその他市営住宅の維持管理に要する経費の中で管理人に対する報償が、これはたしか前年度より5万円ほどアップしているのかなと思うのですけれども、いろんな団地があるので、一律同じような管理人の手当というのか、そういうふうになっているのかどうか。
3点目です。217ページの公営住宅建設費の中の滝の川団地の屋根外壁改修と同じく給排水管改修工事、合わせると1億1,000万円という工事になります。これはまだ工事の公示も何もしていませんけれども、一括で発注するのか、工区ごとに発注するのか、もし現時点でわかれば説明願いたいと思います。
以上です。

林副主幹 管理人報償の関係ですけれども、1戸につき60円とか、そういう計算をしますもので、それで戸数がふえればふえるようになっています。
以上です。

三吉副主幹 滝の川団地61号棟の工事の発注なのですけれども、外壁工事については建築業者、給排水管工事については管工事業者、それぞれに発注します。

佐藤主任主事 歳入の12パーセントと25パーセントなのですが、一応過年度の平均を算出した上で求めております。ただ、もちろんこれ以上徴収するべく努力はしております。平成24年度の予算においても市営住宅使用料については12パーセントということで積算しておりますが、2月末現在ではもう19.9パーセントの収納をしているところであります。

渡 邊 管理人の報償については1戸60円と説明がありましたけれども、最初に質疑し

たのは管理人には一律で出しているのかどうか、単に団地の戸数掛ける管理人の人数というふうに出しているのかどうか、もう一回、再質します。

それと、217ページの工事の関係、建築工事、管工事というのはわかるので、それをどういうふうに工区分け、何工区かに分けるのかどうか、現時点で考えているのかどうかということで、わかる範囲で説明をお願いいたします。

伊藤主幹

滝の川団地の改善事業なのですけれども、1つは、外壁工事は1棟丸々足場を立てまして、現状外壁がかなり傷んでおります。それをかなり高度な形で補修しなければいけないと今考えておりまして、工区分けするには適さないというふうに考えております。足場含めて、外壁補修がメインになるのですけれども、それは1社で行っていただくような、工区分けしないでやっていただく形になろうかと思います。同じく、配管改修につきましても全戸、24年度においても1棟、滝の川団地で行ったのですけれども、全戸の住宅1件1件の給水管、排水管、これを全部取りかえていくという作業です。工区分けしていくというよりも1社のところに責任持って住民対応していただきながら工事を進めさせていただきたいと思っていますので、こちらも工区分けしないで発注させていただこうと考えております。

林副主幹

ルールの的にはたしか、手元に正確な資料がないのですけれども、10戸まで1,800円で、あと1戸増すごとに60円アップというような、そういうルールです。以上です。

委員長
副委員長

ほかに質疑ございますか。

確認の範囲なのですけれども、214ページから215ページにかけての道営住宅の管理費の道支出金の減、恐らく修繕だとか何かの更新工事が少ないという理由だと思うのですが、現年度より減っている理由を教えてください。

薦田主査

これにつきましては、4年契約でもって道のほうと契約をしております。25年度については最終年度になるのですが、当初の契約の段階で年ごとの額を道のほうから定められております。ですので、これについては当初から決まっている額でありまして、これを例えばアップさせるだとか、そういうことについては今のところ予定はしておりません。ただ、特に突拍子もないような事故、修繕等が起きた場合においては契約変更等をもって道と協議するということになっております。

以上です。

委員長
関 藤

ほかに質疑ございますか。

今資料で出していただいたので、ある程度確認したのですけれども、215ページの市営住宅の施設修繕料についてなのですけれども、工事請負の資料を見させていただいたのですけれども、これは多分市の調査のもとでこの修繕内容を決定しているかと思うのですけれども、入居者のほうから逆に修繕の依頼とかというのはないのか、お尋ねいたします。

薦田主査

おっしゃられるとおり、入居者からの修繕の依頼、これがございまして、それに基づいて当市のほうからまずお宅のほうに伺いまして状況を把握、例えば自前で対応できるものについては自前で対応、自前で対応できないものについては業者に改めて発注ということで対応しております。

以上です。

関 藤

そうすると、入居者からそういった依頼があつて、調査されて、その修繕に対しては市のほうの負担で修繕というのはかなりされているのですか、ここに書

薦田主査 いているもの以外の内容で、その中身はどういった内容になるのでしょうか。
 申しわけありません。質疑の内容を履き違えておりまして、先ほどの回答については修正させていただきます。
 計画修繕におきましては、入居者からの要望によってということではありません。あくまでもその状態を把握した中での修繕という形になっております。以上です。

委員 長 水 口 ほかに質疑ございますか。
 直接予算書には関係ないのですが、今回一般会計側で住みかえ促進の予算が計上されておりまして、これはサービスつき高齢者向け住宅への移転ということを一応原則としているというふうに承知をしていますが、この住みかえの場合公住に住みかえるというようなことが想定されているのかどうなのかということをお尋ねします。

伊藤主幹 1つは、計画としましてサービスつき高齢者向け住宅、これを公営住宅でも今整備したいと、低所得者向けにということで考えております。今一般会計のほうで提案させていただいております25年度から開始の住みかえ支援事業の中で考えている高齢者向けの住みかえ支援ということで、サービスつきに入居される場合の転居費用の補助、これは民間物件に対する補助ということで考えております。ただし、将来的に低所得者向けの公営住宅のサービスつき版、これが整備された時点で低所得者の方がそこに移り住みたいということが生じてくることも考えられると思います。そのときは、また制度を改めて考えさせていただこうと思っております。

水 口 それでは、確認をさせていただきます。公住を希望してということでは、25年度の中では支援事業の中では想定にないということで確認してよろしいですか。

伊藤主幹 今回の住みかえ支援の事業の中では、公住への住みかえは中には含めて考えておりません。

委員 長 山 本 ほかに質疑ございますか。
 先ほど公住の修繕の関係なのですが、何人体制で回っていらっしゃるのか、業者に委託されていると思うのですが、何人ぐらいの体制なのか、それだけ教えてください。

林副主幹 直営では3人です。業者は、ちょっとわかりかねます。
 （「20社くらい」と言う声あり）

林副主幹 20社ぐらいです。

委員 長 清 水 ほかに質疑ございますか。
 総括的ということでお伺いしたいのですが、エレベーターのメーカーについてなのですが、まずメーカーごとの基数、これは既存のものということです。また、今建築中まで含めてです。また、建設の際にどのようにメーカーを選定しているのかと、シンドラ社については採用しないという方針を明確に持っているのかということもあわせてお聞きをいたします。
 歳入で208ページ、滞納繰越分の調定見込み額1,144万6,000円の収入見込みが12パーセントということですが、入居している方が滞納している部分については3カ月程度で悪質な場合は退去させられるわけですのですから、12パーセントを上回ると思うのですが、既に退去されたという方、退去した滞納者の場合は、これは税ではないので、差し押さえるには裁判所の手続が必要と、督促と調停、裁判などの手法がありますけれども、まず1番目、この数字が収納率12パーセ

ントと、私は低いと思うのですが、低い理由について、2番目は裁判所手続による差し押さえ見込み件数、また3番目、不納欠損見込み、以上を伺います。次、210ページ、他会計繰入金、これについては建設費分は216ページに社会資本整備総合交付金が他会計から入ってくると、わかるのですが、残る5,202万6,000円の内訳、一般会計のどういう財源で来るのかと。

次、214ページ、市営住宅管理費ですが、管理戸数については先ほどご説明がございました。政策空き家の状況について伺います。団地ごとということ。

5点目、高齢者対応住宅戸数の24年度末の戸数と25年度増加見込みです。

次、募集についてですが、応募の見込み数、応募される市民の方、2回あるので、2回合わせてでもいいし、1回当たりでも結構です。また、24年度の実績で、募集について応募数、その中でどれぐらい入居できるか。各団地ごとの待機見込み数、見込み数がわからなければ24年度の実績でお伺いいたします。

7点目、新町障がい者住宅について、3階、4階以上は灯油を入居者が階段を上って運ぶということでは障がい者住宅としてはいかがかなと。一方、料金を払えば上げてくれるということらしいですが、今の資料を見たら車椅子対応部分についてはドリップメーターを取りつけてメーター分を払うということになっているので、タンクまではあるので、2階以降についてオイルサーバーの検討はされてきているのか伺いたいと思います。それと、新町障がい者住宅で、1階の車椅子対応住宅に車椅子でない人もいますのです。たしか配偶者の方が亡くなられて、そのままずっといるらしいのです。当然把握されていると思うのですが、かなり元気で仕事をしているのです。1階の車椅子対応住宅に車椅子以外の入居者、あるいは車椅子対応住宅でなくても住める方がお住まいになっておりますが、不適切ではないのか伺います。

8点目、管理人で気持ちはあっても業務に耐えられないという人がいる場合どのように対応されているのか。

9点目、東町団地建てかえの説明はどの団地を対象にどのように文書や説明会等で行ってきたかを伺います。

10点目、泉町団地の建てかえに伴う転居は4月に行われるということなのですが、寒いですし、高齢者にとっては体力的に非常に厳しいと思いますが、支援策が必要ではないのでしょうか。

11点目、いわゆる不適格入居者、収入超過者のことを言いますが、これへの行政対応は法令でどう定めているのか、また転居は進んでいるのか。また、もう一点は、こちらのほうが本当の不適格だと思うのですが、収入申告していないのに別の人が同居しているということが判明した場合はどのように対応しているのか、またそういう場合は法令でどう定めているのか。こういったことについては情報もかなり寄せられていると思いますので、何件ぐらいそういった情報が寄せられるか見込みを伺いますが、見込みでわからなければ24年度実績で。これは、後半の部分は住んでいないはずの人が住んでいるという、そちらのほうです。

12点目、耐震性について、昭和56年の旧法時代の住宅がたくさん残っておりますが、その住宅戸数について、また2番目とし耐震診断はどこまで進んだのか、3番目、I s 値の状況について伺います。

次に、公営住宅建設費ですから、216、217ページです。東町団地1期工事後の入居時期です。2番目、入居者対象はストック計画では優先順位として東町、

緑町、東団地となっておりますが、順番が変わる可能性が出ていると聞きます。その状況について伺いたいのですが、ストック総合活用計画の改定作業スケジュール、またその結果を入居者にいつ説明するのかということ、またストック活用計画の改訂作業スケジュールでは最終終了年度、これは東団地までです。この3団地についてのストック活用の最終年度、31年というのは動かないのかを確認をしたいと思います。

最後に、公債費で218ページ、特定財源で2億円余りが計上されておりますが、この特定財源とは一体何なのかお伺いいたします。

以上です。

林副主幹

他会計の2億7,167万6,000円の内訳でございますけれども、まず交付税算入されている特会分の税源移譲分としまして5,100万円です。それプラス、交付金につきましてはこちらに2億1,965万円と記載されておりますけれども、さらに法改正後の家賃の激変緩和に伴う交付金としまして102万6,000円加算されます。交付金自体、特会分については2億2,067万6,000円となります。その2つを合わせて2億7,167万6,000円となっております。これが3点目です。

質疑の4点目ですが、これについてはことしの2月末現在で管理戸数が1,812戸、政策空き家が緑町15戸、東町12戸など計52戸あります。

質疑の6点目です。募集とか見込み数の関係なのですが、これも2月末現在で、応募が上半期につきましては222件中42件が入居しております。下半期につきましては、202件の応募中20件が入居がございます。あと、待機の件数につきましては、主な団地なのですが、栄町団地で38件、江陵団地で26件、みずほ団地で16件、銀川団地で9件など計144件の待機がございます。

あと、質疑の8点目です。管理人業務に耐えられない場合はどうしているかということなのですが、このようなケースが発生した時点で対象の管理人に会いまして直接指導している状態でございます。

9点目なのですが、東町団地建てかえの説明はどのようにしているかということなのですが、今まで過去に第1回目として平成22年6月11日に1回目を開催しまして、建てかえ事業の概要について説明しております。第2回目が平成23年7月26日に開催しまして、概要の説明に加えて、移転の意向調査をあわせて行っております。それ以降、今後も入居に向けて、今年管理開始となりますので、適宜開催していきたいと思っております。

10点目の質疑で、泉町団地の建てかえに伴う転居、高齢者にとってはつらいのではないかということですが、まず移転料を1人につき13万円お支払いすることになりますので、荷物の運搬等につきましては業者に頼んでもらうことを想定しておりますので、そういうことでご理解いただきたいと思います。

11点目、不適格な入居者、収入超過者への行政の対応ということなのですが、まず法的には公営住宅法の第28条に規定されています収入超過者というのは、公営住宅に引き続き3年以上入居していて収入月額が一般世帯で15万8,000円、裁量階層で21万4,000円を超える世帯が対象となります。法の規定では、こちらは強制的に退去できるものではございませんので、明け渡しの努力義務があると法で規定されています。当市では、毎年2月に家賃決定通知書、その文書の中にその旨の文言を入れてございます。ちなみに、件数ですが、24年度で71件、25年度で59件の方がいらっしゃいます。ちなみに、そのもっと上に高額所得者という規定があるのですが、これは法の29条に規定されていまして、こ

れは公営住宅に引き続き5年以上入居していて最近2年間の月額所得、それが31万3,000円を超える世帯が対象となります。この場合は、法の規定により必ず強制的に、本人が出なければ強制的に出す権限がございます。ちなみに、過去の例でいきますと23年度に3世帯ございまして、これは個別に面談しまして退去をお願いしまして、全員退去済みです。24年度、25年度については、ゼロ件ということになっています。

14点目です。公債費、特定財源の内訳ということですが、まず起債の借入れ元金が1億5,508万4,000円、それと起債の借入れに伴う利子でございますけれども、4,585万8,000円、それと一時借入金利子、会計間の運用利息になりますけれども、2万3,000円の計2億96万5,000円となっております。

私のほうからは以上です。

秋山主任技師

5点目です。高齢化対応住宅戸数の平成24年度末と25年度増加見込みについてです。まず、ご説明させてください。市営住宅で扱っておりますバリアフリー対応という考え方は、建てかえ及び新規におきましては北海道ユニバーサルデザイン公営住宅整備マニュアルにのっとりまして施工しております。既存改修につきましては、段差部分の解消までは構造及び間取りの関係上できませんので、所定の位置に手すりを設けたり、手すりを設けるための下地を設けたりいたします。また、引き戸や開き戸の取っ手などを交換しまして、可動しやすいものに取りかえております。団地のバリアフリー化の状況でございますが、みずほ団地以降、比較的新しい団地は全戸対応しております。西町、新町団地につきましては1階のみ対象、一の坂、滝の川団地につきましては平成18年から21年にかけて1階住戸に関しましてバリアフリー改修を行った経緯がございます。ことし2月末時点では397戸対応としております。ご質疑の関係です。平成24年度としての実績でございますが、3月末には泉町団地第3期が完成いたしましたしまして、10戸が新しく加わります。平成25年度末としましては、東町団地第1期の30戸、泉町団地第4期の10戸が新しく加わることになりまして、平成25年度末時点では総数447戸となります。

以上です。

薦田主査

先ほど質疑にありました新町団地1階部分の車椅子用の住宅に車椅子以外の入居者がいるが、不適切ではないのかというご質疑ですが、これについては個人情報保護法の関係から余り詳しい詳細というのはお話はできないのですが、質疑にあった入居者につきましては、おっしゃられたとおり以前車椅子を使用していた奥さんと生活をしておりまして、その奥さんが平成21年ごろに亡くなられてまして、その時点で入居要件を満たさなくなったということから、市側としまして退去について指導していた経過がございます。また、入居者ご本人は大層元気だというお話が先ほどありましたが、私もお話ししたことがありますが、80歳近い高齢の方でございます。お話しした中でも若干理解力に乏しい部分もございまして、ただおっしゃられたとおり仕事もされているという話も確認はしております。高齢で理解力に乏しいということもあるものですから、その点も加味しながらお話をしていたところでありまして、本人の訴えでは転居先を探してもなかなか見つけれられないのだと、また障害者手帳、こちらのほうも所持しているというような話を伺っております。さらに、できれば同団地内の2階以上の部分、障害者手帳をお持ちになっていれば入居することはできるのですが、その部分についてももしあきがあれば入りたいという話も伺っておりま

す。ですので、市側としましては、相手の方が高齢者なこともあって、余り害となるような対応もしたくないところでありまして、引き続き転居等について指導等が続けてまいりたいと思っておりますところでございます。

以上です。

伊藤主幹

続きまして、新町団地の障がい者施設としての住宅ということでのご質疑かと思われるのですが、1つは新町団地は中層住宅が建てられ始めて初期のころに整備された住宅です。正直言いますと、障がい者住宅として本当に機能しているかと言われると、かなり厳しい状況にあります。2階、4階、これにつきまして一度バリアフリー整備はさせていただいています。これは、手すり、床の段差解消ということでやらせていただいていますけれども、1つは、今の住宅は歩道から段差なく入れるような構造でつくっておりますけれども、ご承知のように1階、車椅子対応の住宅につきましてもかなりきついスロープを上っていただかなければいけない。それと、2階から4階につきましては、今中層はエレベーターつきなのでございますけれども、階段室型ということでエレベーターもついておりません。実は、あそこは敷地の形状もありまして、後から増築して片廊下形式にしてエレベーターをつけるという整備がちょっと難しい状況にあります。バリアフリー改修も行ったのですが、根本的にそういう段差解消が難しいということと、例えば浴室、これなんかもなかなか身体障がい者向けの改修が行えない状況にあります。今つくっております公営住宅全戸、バリアフリーは完全に施工されております。構造的に、やはり昔つくられたものの改修は厳しいと考えております。現状の新町団地が本当に障がい者住宅としてふさわしいのかと言われると、心もとないところもあります。それも含めまして、平成25年に公営住宅の計画を一度見直しを考えているところです。その中で、委員から提案のありました灯油、オイルサーバーの関係もありますけれども、そこら辺も含めて検討、見直しをかけてまいりたいと考えております。

三吉副主幹

質疑の1点目です。市営住宅では、エレベーターのついている団地は啓南団地の7号棟と8号棟、銀川団地の1号棟から4号棟、みずほの1号棟から5号棟、見晴の8号棟と9号棟、駅前団地、江陵団地の1号棟、計15棟です。15基エレベーターがついておりまして、全て日立エレベーターを採用しております。それで、現在建設中であります東町団地については、日立エレベーターを採用する予定となっております。メーカーの選定方法なのですが、設計段階で見積もり単価を比較して、安価なメーカーでメンテナンスや緊急時に迅速な対応ができる会社を選定しております。また、設計単価を決定する上で原則として3社以上から見積書を徴しております。ちなみに、東町団地については4社から選定をしております。発注につきましては、発注図、設計図ではメーカーまでは図面のほうで指定しておりません。設計単価と図面の仕様書について東町団地については日立エレベーターのものを採用しております。それで、請負業者がその仕様書を読み取ってメーカーと機種選定を行って、監督員と協議の上、メーカーを決定していることとなります。あと、シンドラ社のエレベーターについては、市営住宅では採用しておりません。特に市内でシンドラ社が実績があるわけでもないし、特に他社よりすぐれているといううわさも聞かないものですから、特にシンドラ社を採用したいとは考えておりません。12点目の耐震性についてです。昭和56年、旧法時代の住戸戸数について、昭和56年以前に建設された市営住宅は198棟1,064戸あります。内訳としましては、

平家建て192棟849戸、中層は10棟234戸となっております。耐震診断はどこまで進んでいたかという質疑なのですけれども、昭和50年代に建設された市営住宅につきましては北海道の標準仕様に基づいて建設しております、鉄筋コンクリート造で壁式構造となっております。これらの住宅の耐震診断の方法につきましては、平成8年1月に発行されております公共住宅耐震診断・改修マニュアルに基づいて簡易的な判定をしております。それによって診断を終えて、全て耐震性を満たしております。この公共住宅耐震診断マニュアルにおける判定では、 I_s 値での数値は算出できない方法となっております。

以上です。

伊藤主幹

最後に残りました通算13点目、公営住宅建設費、1番の東町団地の関係でございますけれども、1つは入居時期でございますけれども、本年の8月末までの工期となっております。入居開始を9月1日と予定しております。それで、入居されるのは今現状東町団地にお住まいの21戸の方、この方々全戸お入りいただくと、残り9戸につきましてはできれば緑町から入居願えればと思っております。そのような説明を今後早急にさせていただきたいと思っております。

今後の建てかえ計画ということでございますけれども、1つは平成20年度に公営住宅ストック総合活用計画を設けまして、21年度には長寿命化計画を策定して、今建てかえ計画を進めているところですが、江陵団地以降建てかえペースを若干上げてきておりました。その関係で起債償還がかなり厳しくなってきたりまして、平成30年度以降かなり償還が苦しくなるという状況にあります。特別会計ということで運用させていただいておりますので、その中で今後も公営住宅建てかえ事業を進めていかなければいけないという立場になりまして、それも考えまして、1つは戸当たり建設費というのがどうしても高くなっております。今のままのペースでいくと起債償還が追いつかなくなるというのが目に見えておりますので、そこを何とかしたいということで、東町団地1期終えた時点で一度改めて計画を見直しさせていただこうと思っております。1つは木造公営住宅、今は道あたりでも他の市町村でもかなり推進されておりますけれども、戸当たり単価がRCに比べるとかなりお安くなると、そういうところの木造公営住宅の導入、あるいは先般住みかえ支援の中でも関連事業として説明させていただいておりましたけれども、公営住宅のサービスつき版、これも戸当たり単価は低く抑えられるというふうに計画検討を進めております。これらを導入しながら今後建てかえ事業を絡めて進めてまいると、そのための計画見直しを25年度において行いたいと思っております。これもそんなに時間をかけてはられませんので、本年25年の10月までにはある程度方針を出して進めたいと思っております。もちろんそれによって26年度以降の補助要望あるいは予算措置、そういったものもその方針に基づいて今度は見直すということで、見直し作業を25年度4月1日から精力的に進めてまいりたいと今考えているところです。今の現行の計画では31年までに緑町団地を建てかえると、東町団地は用途廃止していくという方針なのですけれども、大きな方向性はそれで変わらないと思います。ただ、木造住宅の導入であるとか、サービスつき版の導入であるとか、そういったものが入ってくる。ペースはなるべく落とさないで、しかも負担が後々のしかかってこないような形で計画を、かなり難しいと思うのですけれども、計画を組み立てて進めてまいりたいというふうに考えているところです。緑町の方には漸次、今後も東町、木造になるかと思っております。

れども、整備を進めますので、そちらのほうに移り住んでいただくと。今年度内にはまたその計画を明らかにしつつ段階で緑町の方、あるいは東団地の方にも説明会を開催しまして説明させていただこうと考えています。

以上です。

佐藤主任主事

私から歳入のほうの回答をしたいと思います。

まず、12パーセントの理由ということなのですが、先ほども渡邊委員の質疑にも回答させていただきましたけれども、過年度の平均を見込んで設定しております。ただ、先ほども言いましたが、これだけしか徴収できないということではなくて、これ以上徴収するべく努力はしているところであります。

2番の裁判所の手続による差し押さえの見込みですが、差し押さえにつきましては見込みがありません。調停及び強制執行に関しては、5件分一応予算組みをして、滞納者との対応の中で判断し、手続していきたいと思っております。住宅料の滞納者につきましては、他の水道料金ですとか税金等の滞納をしている方ともリンクしていることが大変多くて、差し押さえについてはさらなる困窮を招くという可能性もありますので、強制執行についても同様ののですが、慎重に内部で判断して実施していきたいと思っております。

3番、不納欠損の見込みですけれども、今年度は10件、26万127円を見込んでおります。内訳は、退去者で居所不明の方が7件、死亡している方が3件ということになっております。市営住宅自体がもともと低所得者向けの住宅でありまして、市営住宅を退去した方で母子世帯、高齢者世帯等の生活困窮者からの徴収というのはなかなか難しいところもございまして、時効を過ぎて一定の要件に該当するものについては今までも不納欠損しているところではあります。なお、現在も入居中のものに関しましては、不納欠損せずに粘り強く徴収を続けていきたいと思っております。

以上です。

清 水

まず、エレベーターのメーカーなのですけれども、結果として15基が全て日立と。全国で日立しかメーカーがないのならわかるし、全国どこへ行っても日立が安くていいというのならわかるし、日立は北海道得意なのだと、サービス体制も整っていてということならわかるのだけれども、結果論として15基というのは普通あり得ない。統計的にいえば、15基連続して日立がとる確率というのは恐らく何兆とか何十兆分の1です。それがなぜこうやって続いているのかということについて、適正な競争が続けられていてこうなのだと思います。ちょっと私は無理があると思うのです。ただ、エレベーターというのは安全装置ですから、日常的な保守点検が非常に大事です。ですから、ここまで日立がきたのであれば、日立さんに徹底して管理していただくということであれば納得もいくのです。ただ、今後も毎年適正な競争をやって、日立でした、日立でしたということでは納得いかない状況まで僕はきいていると思います。どのようにお考えでしょうか。

政策空き家なのですが、緑町団地15、東町団地12、これはわかるのですが、それ以外の28戸というのはどこなのか、これもお伺いしたいと思います。

次は、新町の前段については理解をいたしました。後段なのですが、話は、わかれと言われたらわかるのです。高齢者だ、移るのが大変だ、80歳。しかし、こういうことを許すということは、1つ間違うと言いなりになっているということと紙一重なのです。だから、今やっていることが言いなりになっていると

私は言いませんが、そこを言いなりでないと市民が見れなかったら僕は不適切だと思うので、言いなりではないのだということをお伺いしておきたいと思います。

管理人の問題で直接指導していると言ったけれども、できないという人に直接指導して何を指導するのかと、よく理解できませんでしたので、再度お伺いします。

泉町団地も13万円払っているからいいだろうと、だけれども新しくなったら皆さんFF式にかえるのです。FF式は、普通に買ったらやっぱり10万円以上します。とてもではないけれども、転居費用まで出ません。そういうことを考えたら、13万円では足が出るということである、市のほうに理由がある転居ですから、お金を出せとは言いませんが、私は一番いいのは時期をずらすということだと思うのだが、しかしそれは解体時期と重なるので、それは延ばせないと。そうなったらどうするか、それはいろんな知恵を働かせてでも、無理して寒い中引っ越しをしてつらい思いされるということを万難を排して建設部として取り組んでいただくということについてのお考えを伺いたいと思います。

それと、不適格入居者の中で無申告同居者、これ答弁漏れていると思いますのでお願いします。

以上です。

委員 長
伊藤主幹

答弁も簡潔をお願いします。

まず、エレベーターの件なのですけれども、エレベーターにつきましては私どもで日立ということで指定して発注しているわけではございません。仕様規定である程度人員であるとか重量物であるとか、そういう仕様規定をきちんとつくって、それで設計で発注して、応札された請負者が機種選定することになっております。その場合に請負者のほうで機種はどういうふうを選定するかというと、やはり価格競争もあるのですけれども、私どもが今まで日立を主に使っておりまして、しかも日立ビル管理システムというのが入っておりまして24時間監視していただいて、もし何かあったときにもすぐ駆けつけてくれるという状況にあります。そういうこともあって、市としては日立エレベーターを採用していただくのがありがたいということで運用しております。あくまでも日立1社だけ指定して発注しているわけではございませんので、ご理解いただきたいと思います。

林副主幹

まず、政策空き家の残り25件の内訳でございますけれども、泉町が9戸、東団地8戸、東栄が1戸、開西2戸、滝の川団地が1戸、新興団地1戸、江南団地3戸の計25戸です。

薦田主査

先ほど新町団地の車椅子の入居者の関係なのですけれども、委員さんおっしゃるとおり言いなりになるのかという話でしたけれども、決して言いなりではありません。今までもそうですけれども、これからは退去については説得をしていくところではありますが、私ごとになりますけれども、私はここに来る前は生活保護で5年間仕事をさせていただきました。その中で経験したもので言わせていただければ、人間というのは動物の中でも言葉で解決できる生き物だと私は信じておりますので、これからはそれについてはきちんと顔を見合わせた上で説得をして、しかるべき状態に持っていきたいと考えております。ですので、いま一度少し時間をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

委員 長
林副主幹 残りの説明をお願いします。
管理人の関係なのですが、相談を受けた中で引き続き管理人をされるというのが無理であれば、またこちらのほうで考えて、ほかの方にかわってもらうとか、そういうことを考えていきたいと思います。
あと、勝手に入居している方の件なのですが、そういうケースがあればその都度現場に出向きまして、その都度こちらのほうで指導なり徹底していきたいと思います。

伊藤主幹 入居をなるべく、冬の間はかなり大変だからということのお話だと思います。
ただ、1つは、建てかえでずっと住みかえをしていっていただいているのです。
今回も入居している方は移り住んでいただいて、そこの住居を取り壊して新たに最後の4棟目を建てるという事業を進めさせていただいています。ですので、2週間ほど入居、住みかえ、転居期間というのがあるのですけれども、それを越えるとすぐに私どもでは解体工事を発注して解体作業に入らせていただくのです。そのこともありまして、どこの団地もそうなのですけれども、そういう形で移り住んでいただいて、取り壊して新しいものを建てるというような仕組みで今まで事業を組み立てさせていただいているものですから、余裕がある転居をしていただくような期間はとれないというのが現状でございます。

委員 長 ほかに質疑ございませんか。
(なしの声あり)

委員 長 ないようですので、質疑の留保はなしと確認してよろしいですか。
(異議なしの声あり)

委員 長 以上で議案第3号の質疑を終結いたします。
以上で本日の日程は全部終了いたしました。
明日は午前10時から会議を開きます。
本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

散 会 15:07